

1. 避難確保計画の作成方法

三郷市

1. 避難確保計画の様式【洪水】

自衛水防組織を設置する場合			
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
—	施設周辺の避難地図	別紙1	—
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
—	自衛水防組織活動要領	別添	14
—	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
—	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、三郷市に提出頂きたい様式
【様式1～7】

※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、市には提出する必要がない様式

※別添、別表1、別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

2. 各様式の目的と作成・検討時のポイント【総括】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集の記載を基本とする。	☐
別紙1-1 別紙1-2	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	☐
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	☐
様式3	情報収集先・伝達方法を整理する	該当するものにチェックを付ける。	☐
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動に必要な時間を想定する。	☐
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在(避難生活)に必要な備蓄品を整理する。	☐
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	☐
様式7	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	☐
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	☐
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新(確認)する。	☐
様式10	外部機関の連絡先を整理する	必要な連絡先を追加する。	☐
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	☐
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集がうまくいかない場合も想定する。	☐
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	☐
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	☐
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	☐

【様式1】 計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集(洪水)の記載を基本とする。	☐

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平 日					休 日						
	利用者			施設職員		利用者			施設職員			
昼 間	約	27	名	約	9	名	約		名	約		名
夜 間	約	9	名	約	2	名	約		名	約		名

- ※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
- ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
- ※夜間は入所部門の人数を記載
- ※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

①計画の目的を記入

②計画を作成したことを三郷市に報告する文面を記載

③施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、各時点で修正して再提出

【様式1】 計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集(洪水)の記載を基本とする。	☐

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 8 時の時点で、全県下又は「 三郷市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
レベル3大雨警報
又はレベル4大雨危険警報
レベル3氾濫警報
又はレベル4氾濫危険警報
(利根川・江戸川・中川)

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

- 計画の見直しについて
様式に沿って記載する。
- 事前休業の判断について
通所部門の臨時休業の判断基準について記載する。

【別紙1-1】施設周辺の避難経路図【どこに避難するか】を考える

避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水リスクがないところへの【**立退き避難を基本**】としましょう。
- ハザードマップ等で施設の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まることで、計画的に身の安全を確保することが可能な場合は、【**屋内安全確保**】を行うことも検討しましょう。

留意事項

- 浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。（屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。）
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の**安全性を確認**しながら考えましょう

浸水範囲と浸水深

継続時間

家屋倒壊等

重ねるハザードマップ

検索



三郷市浸水想定区域

検索



避難行動について

立退き避難: 災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保: 屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動して屋内に留まっの安全確保。

【別紙1-1】 施設周辺の避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙1-1	避難先・避難経路を整理する	<u>安全な場所を</u> 避難先・経路とする設定を <u>基本</u> とする。 <u>必要な場合には垂直避難も検討</u> する。	☐

【施設周辺の避難地図】
洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

避難場所	市立新和小学校
避難中の危険箇所	三郷松伏線を横断する交差点、T字路



凡例	ルート①	緑線
	ルート②	青線
	施設	●
	避難場所	●
	危険箇所	★

施設名	建物階数	浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域
グループホーム●●苑	3階	5～10m	☒ 内 ☐ 外

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

- キレイな図面として作る必要はありません。

■施設の方々が、以下のことを共有することが大切です。

○避難先と避難経路がどこか

○避難経路上で気をつけておきたいことはないか
- 【お願い】別紙1を提出する際に「施設名」「建物階数」「浸水深」「家屋半壊等氾濫想定区域」を記載してください。

「浸水深」については、重ねるハザードマップ、「家屋半壊等氾濫想定区域」については、三郷市水害ハザードマップで確認できます。

【別紙1-1】施設周辺の避難経路図【どこに避難するか】の参考情報

□三郷市のホームページでハザードマップ等を確認し、
最寄の指定避難所を避難先に指定します

三郷市 危機管理防災課

検索



危機管理防災課

ポスト

①

ページID : 5674

②

[お知らせ](#)

[ハザードマップ](#)

[避難所](#)

[災害に備えましょう](#)

[災害時の情報発信](#)

[罹災証明書](#)

[市の取り組み・計画・災害協定など](#)

[よくある質問](#)

【別紙1-1】施設周辺の避難経路図【浸水深・家屋半壊等氾濫想定区域の確認】

浸水深の確認方法

重ねるハザードマップ

検索



- ① 重ねるハザードマップで災害種別の「洪水」を選択し、想定最大規模の浸水想定区域を表示させる
 - ② 施設の場所をクリックすると浸水深が表示される
- ※三郷市水害ハザードマップでも確認することができます



家屋半壊等氾濫想定区域の確認方法

三郷市浸水想定区域

検索



三郷市水害ハザードマップで  の表示があるところは家屋半壊等氾濫想定区域内になります。

※江戸川ハザードマップ(p.16～21)参照



【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1-1の作成

- 「重ねるハザードマップ」の作図機能で、施設や避難先、避難経路を追加できます。距離計測も可能です。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、別紙1-1に添付して下さい。

重ねるハザードマップ

検索



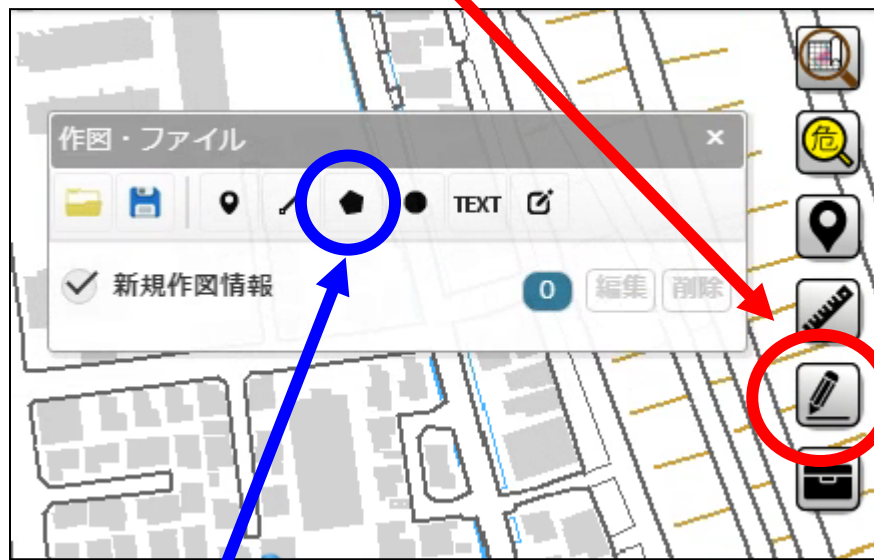
①施設名・住所を入力



②該当する住所をクリック

【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1-1の作成

③作図機能をクリック



④ポリゴンを追加 をクリック

⑤塗潰し色を青色に変更



⑥施設の形をなぞるようにクリック



【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1-1の作成

⑦TEXTをクリック



⑨テキストを配置する場所をクリック



⑧施設名を入力



⑩ ①～⑧の要領で避難場所にも色を付け、テキストを配置する



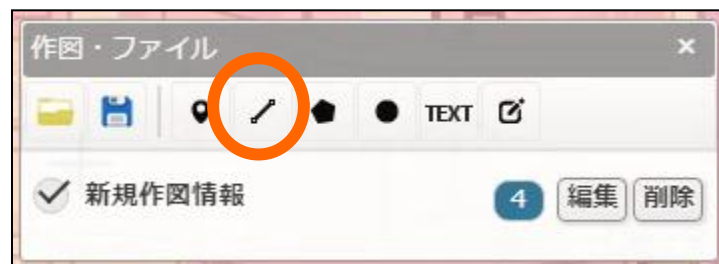
【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1-1の作成

⑪災害種別の【洪水】をクリック

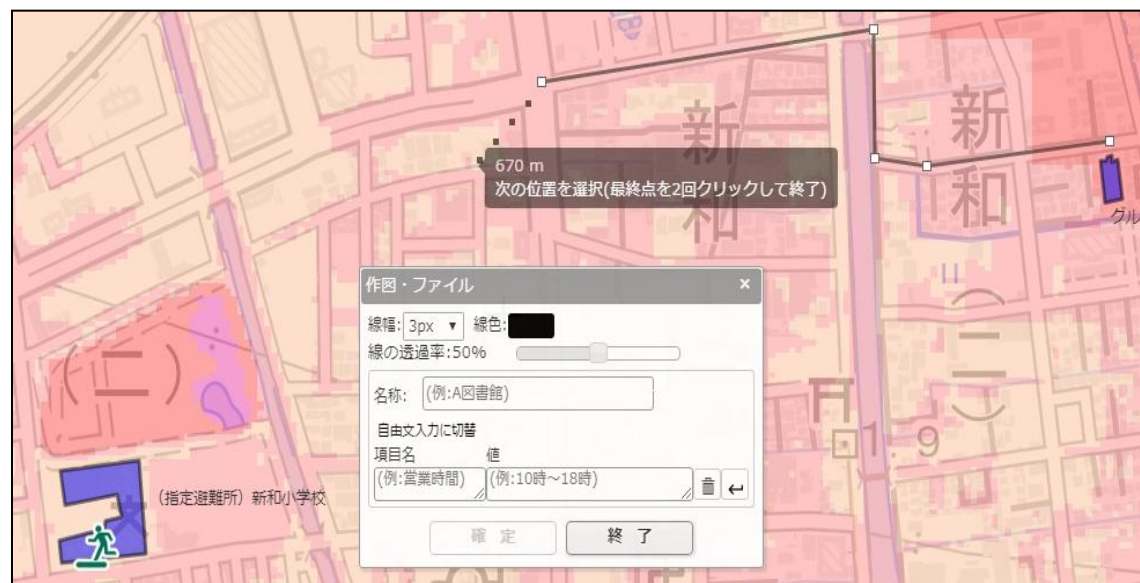


⑫【指定緊急避難場所】をクリック

⑬作図機能の【線を追加】をクリック

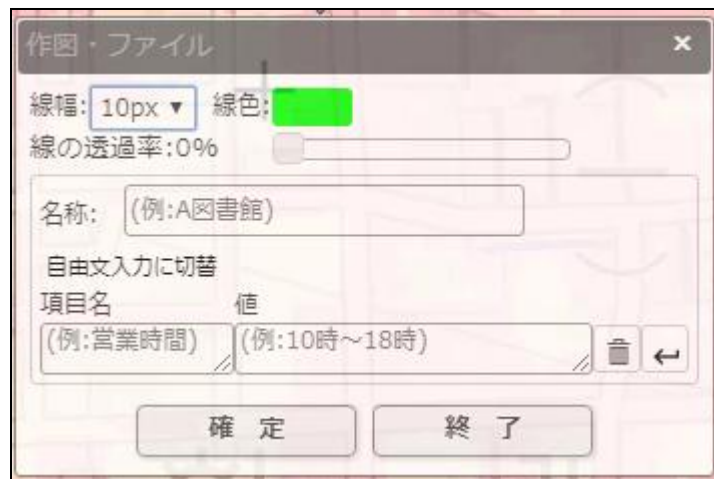


⑭想定する避難経路をなぞるようにクリック



【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1-1の作成

⑮ 線幅を10px、線色を緑色、透過率を0%にする



⑯ ⑬～⑮の要領で2つめの避難経路を作図する(線色は青色にする)



⑰作成した避難経路図をスクリーンショット機能を用いて切り取る



⑱切り取った画像を別紙1-1に貼り付ける

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

避難場所	市立新和小学校
避難中の危険箇所	三郷松伏線を横断する交差点、T字路

凡例	ルート①	
	ルート②	
	施設	
	避難場所	
	危険箇所	

施設名	建物階数	浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域
グループホーム●●苑	3階	5～10m	☒ 内 ☐ 外

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【別紙1-2】 施設内の避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙1-2	避難先・避難経路を整理する	<u>安全な場所を</u> 避難先・経路とする設定を <u>基本</u> とする。 <u>必要な場合には垂直避難も検討</u> する。	☐

【施設周辺の避難地図】
洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

避難場所	グループホーム●●苑2階食堂兼機能訓練室
------	----------------------

The diagram shows two floor plans. The 2nd floor (2階) includes rooms like 居室 (Residence), WC, EV (Elevator), 介護室 (Nursing room), and 食堂兼機能訓練室 (Dining and functional training room). Red arrows indicate escape routes from the 1st floor (1階) and 2nd floor towards the designated safe area (yellow circle) in the dining room. The 1st floor (1階) includes rooms like 浴室 (Bathroom), 脱衣室 (Dressing room), 食堂兼機能訓練室 (Dining and functional training room), 玄関 (Entrance), 事務室 (Office), and 会議室 (Meeting room). Red arrows indicate escape routes from the 1st floor towards the designated safe area.

凡例	避難経路	→
	避難場所	●

施設名	建物階数	浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域
グループホーム●●苑	3階	5～10m	☒ 内 ☐ 外

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

■ 以下のような場合には、建物の上層階等への避難（垂直避難）も検討しておいてください。

- 施設周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により指定避難場所への避難が困難な場合
- 移動が困難な要配慮者が多く、指定避難場所への適切な移動手段が確保できない場合

■ 施設の建物の各階平面図等を活用して、浸水害の危険のある場所（建物の1階）から屋内の安全な上層階（2階以上）などへの避難経路図を作成してください。

【様式2】 防災体制 【いつ避難するか】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	☐

4 防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》
防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。
《自衛水防組織を設置しない場合》
防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

自衛水防組織の設置の有無によって、どちらかを選択して記載してください。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ①レベル2 氾濫注意報が発表され、以下の河川水位が氾濫注意水位に到達したとき ・利根川（栗橋地点 m） ・江戸川（野田地点 m） ・中川（吉川地点 m） ②レベル2 大雨注意報が発表されたとき ③市が警戒体制を敷いたとき ④市が自主避難場所を開設したとき	注意 レベル 確立2	①災害対応時の体制・役割等の再確認 ②気象情報、水位等の情報収集 ③指定職員の参集準備 ④日中サービス中止判断 ⑤非常持出品の準備 ⑥災害用資器材の準備	①全職員 ②③情報収集伝達要員 ④施設長 ⑤⑥ 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ①市が【警戒レベル3】高齢者等避難を発令したとき ②レベル3 氾濫警報が発表され、以下の河川水位が避難判断水位に到達したとき ・利根川（栗橋地点 m） ・江戸川（野田地点 m） ・中川（吉川地点 m） ③レベル3 大雨警報が発表されたとき	警戒 レベル 確立3	①気象情報、洪水予報、水位等の情報収集 ②避難所開設状況の確認 ③関係行政機関等への連絡・通報 ④入所者、保護者等への事前連絡 【警戒レベル3】高齢者等避難発令時 ⑤利用者の避難判断・指示 ⑥利用者の避難誘導	①②③④情報収集伝達要員 ⑤施設長 ⑥避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ①市が【警戒レベル4】避難指示を発令したとき ②レベル4 氾濫危険警報が発表され、以下の河川水位が氾濫危険水位に到達したとき ・利根川（栗橋地点 m） ・江戸川（野田地点 m） ・中川（吉川地点 m） ③レベル4 大雨危険警報が発表されたとき	非常 レベル 確立4	①施設内全体の避難判断及び避難指示 ②施設内全体の避難誘導	①施設長 ②避難誘導要員

心のスイッチを入れる段階

避難開始に向けた準備を進める段階

避難開始の段階

【様式3】 情報収集

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報収集先を整理する	該当するものにチェックを付ける。	☐

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

※収集方法の欄に載っているツールの中から利用できるものに☑を入れてください

収集する情報	収集方法
気象情報	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ 三郷市公式LINE ☐ インターネット ・気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/) ・台風情報 (https://www.jma.go.jp/jp/typh/) ・三郷市に発表されている気象注意報・警報 (https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1123700)
洪水予報・河川水位	☐ 三郷市公式LINE ☐ 緊急速報メール ☐ インターネット ・国土交通省川の防災情報 (https://www.river.go.jp/index)
避難情報 【警戒レベル3】高齢者等避難 【警戒レベル4】避難指示 【警戒レベル5】緊急安全確保	☐ 防災行政無線 ☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ 三郷市公式LINE ☐ 緊急速報メール ☐ インターネット ・三郷市ホームページ (http://www.city.misato.lg.jp/)

川の防災情報

検索

気象庁

検索

【様式3】 情報伝達

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報伝達方法を整理する	様式集(洪水)の記載を基本とする。	☐

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 避難後、避難場所での家族への引き渡しを事前に検討し、想定される避難場所の情報を、事前に保護者等に周知をする。

検討時のポイント！

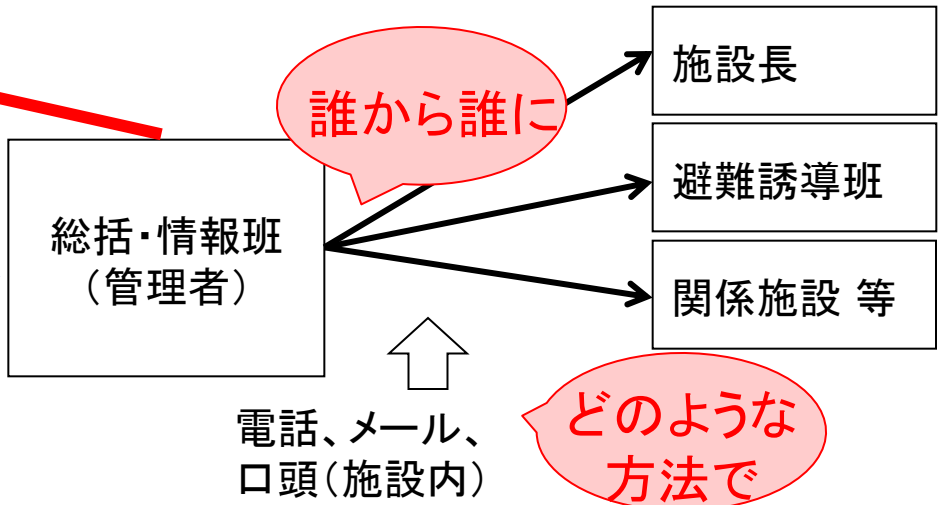
■「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決めましょう。

情報伝達系統の例と大切な心構え

【心構え】 情報が来るのを待つのではなく **自ら収集する** ことを心がけましょう

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・避難指示等の情報
- ・避難所の開設状況 等

市からの連絡、防災行政無線、緊急速報メール等の
プッシュ通知型の防災情報



何の情報を

【様式4】 避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、 移動に必要な時間を想定 する。	☐

①移動距離の計測には、WEBの地図サービスが便利です。

【参考】「重ねるハザードマップ」でも
距離計測機能があります。

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	市立新和小学校	ルート① 1.27k m	☒	☐	台
		ルート② 1.41k m	☒	☐	台

②移動手段と当日の体制（スタッフの人数）を考えてみましょう。

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物・部屋名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設 食堂兼機能訓練室	2 階	エレベーター、ストレッチャー

③屋内安全確保の場合は、施設内の避難場所の階数や部屋の名前等を書きましょう。

検討時のポイント！

■移動距離と移動手段を想定し、

「移動に必要な時間」

を考えて下さい。

【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式5	備蓄品を整理する	<u>避難誘導時</u> に加え、避難先での滞在(<u>避難生活</u>)に <u>必要な備蓄品</u> を整理する。	☐

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2台、タブレット1台、ファックス1台、 携帯電話1台、 懐中電灯1台、電池10個、携帯電話用バッテリー1個
避難誘導	名簿（従業員、施設利用者）、案内旗2枚、タブレット1台、 携帯電話2台、懐中電灯2台、携帯用拡声器1台、電池式照明器具1台、 電池10個、携帯電話用バッテリー2個、ライフジャケット10着、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり3ℓ×3日分）、食料（1人あたり3食×3日分）、 寝具10人分、防寒着10人分
衛生器具	おむつ100枚、おしりふき100枚、ウェットティッシュ100枚、 ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスポーサブル手袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏、血圧計、体温計
その他	雨具

浸水を防ぐための対策
土のう（袋10枚、川砂1㎡）、止水板

☐ 備蓄品については、各施設の状況に応じて項目や数量を追記・削除してください

- 検討時のポイント！
- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
 - ② 避難所等での避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
 - ③ 水害時に活用できる状態かを確認する。

＜留意事項：上層避難の対応について＞

- ・ 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- ・ 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

【様式6】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	☐
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	☐
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	☐
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	☐

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

9 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 5 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織設置を記述。
- ②研修及び訓練計画を記述。
- ③設置を三郷市へ報告する旨を記述。

<留意事項：自衛水防組織の設置について>

- ・ 自衛水防組織とは、避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するための体制のこと。
- ・ 自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいませんが、施設利用者の安全を確保するために設置することが望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえて判断してください。なお、設置した場合は**市町村への報告が必要となります**。
- ・ 自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して様式に記載してください。

③自衛水防組織を設置したことを三郷市に報告する

②研修・訓練計画を立てる

【別添】自衛水防組織活動要領

自衛水防組織を設置する場合は、市へ提出してください。

別添

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

③装備品の保管場所を変更する

②班構成を修正する

①施設名を変更する

③装備品の保管場所を変更する

自衛水防組織を設置する場合は、市へ提出してください。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（ 施設長 ）（代行者 事務長 ）

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

総括・情報班	担当者	役割
	班長（ 管理職員 ） 班員（ ○ ）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導班	担当者	役割
	班長（ 管理職員 ） 班員（ ○ ）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織を設置する場合は、市へ提出してください。

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等） 様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

【様式7(5)】防災教育及び訓練

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式7(5)	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期(6～10月)前に実施する。設定した日程を様式5(下部)に反映する。	☐

避難確保計画の作成＝防災体制の確立		実施予定月日
施設職員への防災教育	○避難確保計画の情報共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承等	4月1日
利用者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明等	4月1日
通所部門		
情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 等	5月1日
保護者・家族等への引き渡し訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全利用者を保護者・家族等に引き渡すまでにかかる時間の計測 等	5月1日
入所部門		
情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 等	5月1日
施設職員の非常参集訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測 等	5月1日
避難訓練	○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 等	5月1日
避難確保計画の更新	避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直します。	3月1日

作成の手順

- 訓練内容と実施月を記入する
- ①従業員と施設利用者の防災教育の日程を決める
- ②防災訓練の実施日は、**出水期(6～10月)前**に設定する
- ③訓練結果を踏まえ、計画の見直し時期を決める

訓練方法の例

- (情報伝達訓練の例)
洪水予報、土砂災害に関する情報をFAX等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練
- (避難誘導訓練の例)
あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は <u>定期的に確認・更新</u> する。	☐

1 1 利用者緊急連絡先一覧表

	利用者			緊急連絡先				その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	(緊急連絡先等)
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								

作成の手順

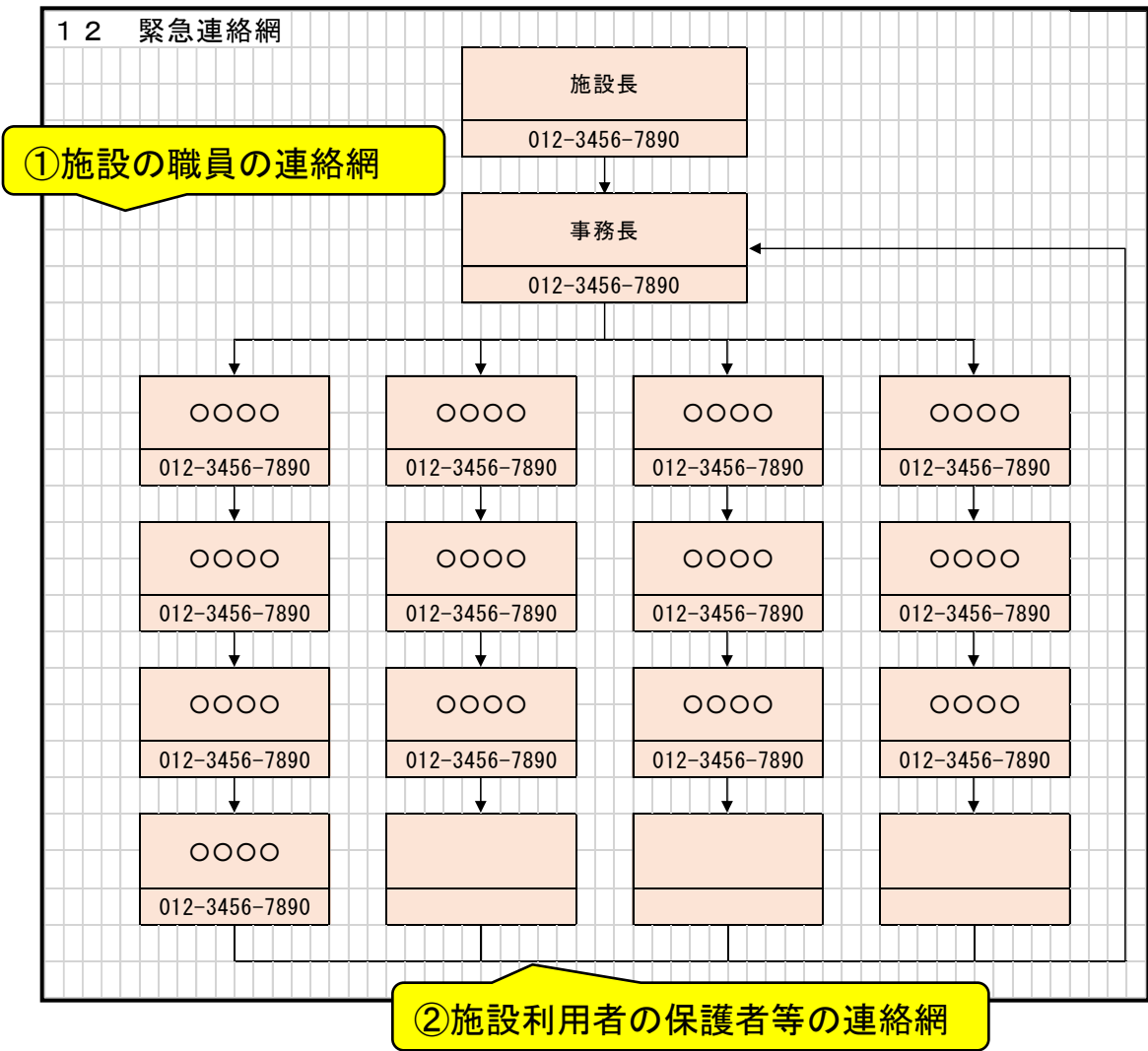
- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
- ②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

<留意事項>

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

【様式9】 緊急連絡網

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	<u>連絡が途切れないような運用ルール</u> を工夫・共有する。 <u>定期的に更新(確認)</u> する。	☐



作成の手順

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を作成する。

<留意事項>

- 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。(例:連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する 等)
- 連絡先は定期的な更新が必要です。

【様式10】 外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	<u>必要な連絡先を追加</u> する。	☐

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	048-930-7832	
市町村（福祉担当）	048-〇〇〇-〇〇〇〇※	
消防署	048-952-1211	119番通報も可
警察署	048-958-0110	110番通報も可
避難誘導等の支援者		
医療機関		

※市町村（福祉担当）の連絡先は以下から該当する部署を選択して入力してください。

長寿いきがい課	048-930-7788
介護保険課	048-930-7792
すこやか課	048-930-7783
こども政策課	048-930-7816
こども家庭センター	048-930-7780
教育総務課	048-930-7753
健康推進課	048-930-7771

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。

<留意事項>

- 責任者と連絡がつかない場合や担当者が不在の場合にも対応可能な組織づくりを考えることが重要です。

【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難移動のための 職員体制 を検討する。 避難 移動に必要な時間 を検討・整理する。	☐

1 4 対応別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	移動手段		担当者	備考
			立ち退き避難	屋内安全確保		
〇〇〇〇	012-3456-7890	1	徒歩	階段	〇〇〇〇	要介護度1

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- **誰が対応**するかを決定する。
- 移動に必要な**時間**を考える。

<留意事項:移動手段等について>

- ・移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

避難場所へ移動

- 1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用
4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他

その他の対応

- 6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

【様式12】防災体制一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の <u>参集が予定通り進まない場合も想定</u> する。	☐

15 防災体制一覧表

管理権限者（施設長）（代行者 事務長）

	担当者		役割
情報収集 伝達要員	班長（管理職員）		☐ 洪水予報等の情報の収集
	班員（○）名		☐ 情報内容の記録
	・ ○○○○		☐ 館内放送等による情報伝達
	・ ○○○○		☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	担当者		役割
	班長（管理職員）		☐ 避難誘導の実施
	班員（○）名		☐ 未避難者、要救助者の確認
	・ ○○○○		
	・ ○○○○		

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める。
- ②各要員の対応内容を決める。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21～P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務を記載。
※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4～7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17～19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区高齢者等避難発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難指示発令	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

(1) 避難場所・経路

・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。

(2) 避難誘導方法

・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

2. 防災教育及び訓練

防災教育及び訓練

● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



← 土のうの作成、
積み方の訓練



← エレベーター停止を想定した
利用者の避難誘導訓練

出典:介護老人ホームネムの木スタッフブログ(2012.8.3)

● 保育園による風水害避難訓練



← 遊戯室へ避難



← イラストによる
避難の説明

出典:郡山市認可保育園 笑風にここにこ保育園HP(2016.7.27)

防災教育及び訓練

地震・火災による避難は、発災直後から行動することに対し、
水害は気象情報による予測が可能であるため、早めの避難が可能である。

